

在外選挙人名簿登録申請
(在外公館に赴くことができない方に対する特例措置について)

令和4年6月14日

1 特例措置の開始

これまで、在外選挙人名簿登録申請に当たっては、申請者本人又はその代理人に当館までお越しいただいた上で申請書類を提出いただき、対面での本人確認を行っていましたが、令和4年4月1日から新たに、ビデオ通話を通じて本人確認を行うという特例措置を開始しました。さらに、申請書類をあらかじめ郵送又は電子メールにて送付していただくことも可能になりました（第三者が代理で提出することでも差し支えありません。）。

2 特例措置（ビデオ通話を通じた本人確認）の対象者

この特例措置の対象となる方は次の条件のいずれかを満たす方であって、自宅、滞在先等にビデオ通話を行う環境が整備されており、また、当館へ事前に必要書類を送付することができる方です。

- (1) タシケント市以外にお住まいの方
- (2) その他在外選挙人登録申請のために当館に赴くことができない特別な事情があると認められる方（事前に当館までご相談ください）。

3 特例措置の手続

(1) 下記の書類を、郵送又は電子メールにより当館宛てに送付してください（第三者が代理で提出することでも差し支えありません。）。

ア 在外選挙人登録申請書

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/pdfs/shinsei01.pdf>

イ 申請時出頭免除願書

<https://www.uz.emb-japan.go.jp/files/100327274.pdf>

ウ 旅券身分事項ページ写し

エ 住所確認書類写し（在留届提出後3ヶ月以上経過している場合は不要）

- (2) 上記必要書類が当館に届き次第、当館が申請者本人に連絡し、ビデオ通話の日時を調整の上、申請者本人とビデオ通話を実施します。
- (3) ビデオ通話では、Microsoft Teams、Cisco Webex 又は Zoom を利用しますので、事前にアプリのインストール等必要な準備をお願いいたします。
- (4) ビデオ通話の際には、申請者の本人確認及び事前に送付した書類の原本確認を行いますので、あらかじめ旅券原本、住所確認書類原本（在留届提出後3ヶ月以上経過している場合は不要）をご用意願います。
- (5) 次のア～ウのいずれかに該当する場合は、申請を受け付けることができないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

ア 申請者の事情でビデオ通話が成立せず、又はビデオ通話により十分に意思疎通を行

うことができない場合

イ 申請者本人と連絡が取れない場合

ウ 申請書類を基に本人確認ができない場合や、申請書類の原本性に疑義がある場合